

「海岸事業の評価手法に関する研究会」の設立について

1. 設立趣旨

海岸事業の事業評価については、平成10年度より新規事業採択時評価及び事業中の再評価を実施し、平成15年度より事業完了後の事後評価を実施しているところであり、「海岸事業の費用便益分析指針(改訂版)(平成16年6月)」等に基づき費用便益分析を実施するとともに、その他の事業効果や事業実施環境を加味した総合的な評価などを実施しているところである。

さらに、国土交通省所管公共事業においては、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、平成24年12月に「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領」を策定し、新規事業採択時評価の前段階において、計画段階評価を実施しているところである。

今般、昨今の海岸事業を巡る社会情勢等を踏まえ、海岸事業(水管理・国土保全局所管)の評価手法の充実に関する検討を行うものである。

2. 位置付け

「国土交通省公共事業の計画段階評価実施要領」第5の1において、「事業種別ごとの評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会に意見を聴くものとする」こととされており、本研究会は、この「評価手法研究委員会」として位置付けられるものである。